

第 1 条 特定非営利活動法人日本オーガニックコットン流通機構として NOC 会員と称する。

第 2 条 事務局は、東京都千代田区神田須田町 1 丁目 2 番に置く。

第 3 条 この会は、オーガニックコットンの健全な普及を行うことによって、自然環境保護、国際協力、保健、医療又は福祉の増進、消費者の保護を図り、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) オーガニックコットンの広報
- (2) オーガニックコットンの認定及び認定証、認定ラベルの発給、
- (3) オーガニックコットンの素材を 100%使った安全な繊維製品の普及
- (4) アレルギー症、化学物質過敏症などの患者を支援
- (5) 国際的な貧困救済を目的としたオーガニックコットンプロジェクトの支援

第 5 条 会員は、次の 4 種類とする。

- (1) 個人正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人とする
- (2) 法人正会員は、この会の目的に賛同し入会した法人とする
- (3) 個人賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人とする
- (4) 法人賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した法人とする

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出する。

入会日は申し込み書類を事務局が受領確認した日とする。

第 7 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 10,000 円年会費 50,000 円
- (2) 法人正会員 入会金 10,000 円年会費 100,000 円
- (3) 個人賛助会員 入会金 1,000 円年会費 1,000 円
- (4) 法人賛助会員 入会金 5,000 円年会費 10,000 円

事業年度は、1 月から 12 月とし上記会費を納入する。

個人正会員、法人正会員として年度途中で入会の場合の年会費は 7 月以降 50%とする。納入した入会金、年会費は返還しない。

第 8 条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を 6 か月以上納入しないとき

第 9 条 会員が次に該当する場合は、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 会の趣旨に反する行為、
- (2) 会員として相応しくない行為
- (3) この会の名誉を傷つける行為

第 10 条 会員の活動について、事務局への事前の承認なく行い発生した事件、苦情、紛争について、本会は一切の責任を負わないものとする。

第 11 条 この会員規約は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。